

# 厚生文教委員会に対する回答書

令和7年3月3日

三 原 市 長

## 厚生文教委員会の政策提言に対する回答について

(教育部学校教育課)

提言をいただきました不登校児童生徒への支援について、次のとおり回答いたします。

### 1 既存施設の充実化

様々な背景を持つ不登校児童生徒個々の状況に応じた教育機会の確保及び居場所づくりを促進するため、既存施設の充実を図ること。

また、児童生徒が抱える心の問題や発達上の課題等に、適切かつ継続的に対応するため、教育相談体制を充実させること。

#### (1) 学校ふれあい相談室の人員拡充

教室で学ぶことが難しい児童生徒の居場所を確保するため、各学校の開校時間中はいつでも対応できるよう、学校ふれあい教室の相談員の配置をすること。

#### 【回答】

現在、市内小中学校 10 校に校内教育支援センター（以下、「学校ふれあい教室」という。）を設置し、会計年度任用職員である学校ふれあい相談員を各校 1 名配置しております。学校ふれあい相談員の勤務条件が、1 日当たり 5 時間、週 4 日の勤務と定めているため、配置校では、週 1 日は学校ふれあい相談員が不在となり、この日については、空き時間の教員や管理職が対応しております。

利用する児童生徒は、学校ふれあい教室であれば登校することができる、学校ふれあい教室からオンラインで授業に参加することができる、または一時的に学校ふれあい教室を利用できるなど多様であり、各学校においては多様なニーズに対応する必要があります。

そのため、各学校の状況を踏まえるとともに、人材確保の課題を勘案しつつ、今後の学校ふれあい相談員の人員拡充並びに配置時間及び日数の見直しなど学校ふれあい教室の充実について、令和 7 年度から検討してまいります。

(2) 教育支援センター三原教室及び本郷分室の環境整備

本市が設置する教育支援センターを“ 明るい学びの場”、“ 安らぎの場” として整備すること。

【回答】

令和6年度、学びの場づくり事業において、大和文化センター2階の視聴覚室を利用し、三原市教育支援センター北部分室を新設しました。その際、広島県教育委員会が運営する「SCHOOL “S”」の環境整備を参考に、学びの場と安らぎの場を整えたところです。併せて、三原教室や本郷分室についても、テーブルや椅子、オンライン用テレビなどを整備し、利用する児童生徒がいつでも学べ、安らげる環境づくりを進めているところです。次年度以降も、引き続き、学びの場づくり事業を充実させ、教育支援センターの環境整備に努めてまいります。

(3) フリースクールの運営費と利用料の助成制度の創設

民間団体等が運営するフリースクールに対する運営支援制度及びフリースクールに通う児童生徒の保護者に対する利用料助成制度を創設すること。創設に当たっては基準となるガイドラインを作成し、補助対象施設、補助対象者、補助額の算定方法等を明確にすること。

【回答】

本市においては、三原市教育委員会が主体となり、誰一人取り残されない学びの保障のため、三原市教育支援センター及び学校ふれあい教室を充実させることを2つの柱として、児童生徒の学びの場の保障や社会的自立に向けた支援を行っております。また、フリースクールへ通室している児童生徒の状況については、各校で必要に応じて連携しており、教育委員会としても、フリースクールが学びの場の一つとして重要な機関であると認識しております。

この度の提言を受け、フリースクールの現状をさらに詳しく把握するとともに、他市町の事例を参考にしながら、フリースクール事業者や利用している保護者への支援の在り方や助成制度の必要性について、令和7年度から研究してまいります。

## 2 不登校支援ガイドブックの作成

どの支援にも繋がっていない児童生徒を、何らかの支援に繋げる取組として、学校に行きづらくなった早期の段階で、いくつかの選択肢から適切な相談窓口を選べるよう、支援内容が集約された資料（ガイドブックなど）を作成し、ワンストップ的な情報提供を行うこと。児童生徒全員に対し、紙媒体や電子データ等、多様な媒体での定期的な配布を検討すること。

### 【回答】

現在、三原市教育支援センターや学校ふれあい教室の利用方法や相談窓口等の情報を三原市教育委員会のホームページ等で発信をしているところです。

この度の提言を受け、児童生徒や保護者等の支援につなげるため、令和7年度中に三原市教育委員会独自で児童生徒が保護者と一緒に共有できるガイドブックの作成を行い、児童生徒の ICT 端末の活用やすぐ見るへの配信など、効果的な情報発信に努めてまいります。

## 3 保護者間のネットワークの構築

どんな支援にも繋がっていない児童生徒が潜在的に多く、保護者の負担が非常に大きいと考えられるため、保護者の負担や不安を和らげる取組や仕組みの構築が必要と考える。

子どもへの関わり方のヒントや新たな情報を共有できる場として、不登校児童生徒の保護者同士が交流できる「保護者の会」の設立を進めること。さらに、その運営に当たっては、行政が事務局を担い、定期的に意見交換等が行える場とすること。

### 【回答】

三原市教育支援センターにおける悩み相談（三原ふれあい相談）においては、不登校等に係る保護者からの相談が多く寄せられており、その対応もさまざまであります。これらの対応といたしましては、教育支援センターに勤務する青少年指導相談員が保護者の思いや悩みを聞き、児童生徒の状況を把握するとともに、体験通室も含め、支援方法を保護者と共有して取り組んでいるところで

す。この度の提言にある不登校等で悩んでいる保護者が相互に交流することも有効な取組の一つであると考えております。

このため、新たな取組として、三原市教育支援センターを核とした保護者会を、令和7年度に実施してまいります。

#### 4 不登校の事態や要因を把握するためのアンケートの実施

不登校支援においては、児童生徒の現状を把握し、どんな場面でどんな支援が必要かをモニタリングしながら施策を進めることが重要である。また、児童生徒の実態を把握することは、今後の子育て・教育に関する施策や事業の効果的な実施に繋がると考えるため、児童生徒が直接回答できる形式のアンケートや保護者を対象としたアンケート等を実施すること。

#### 【回答】

現在、本市では、児童生徒全員が直接回答できるアンケートについては、毎年、三原市教育委員会が行う学習環境調査で実態把握に努めております。不登校児童生徒やその保護者を対象としたアンケートについては、対象児童生徒や保護者に特段の配慮が必要であることから、どのような目的で調査をするのか十分かつ慎重な検討が必要であると考えております。

引き続き学校に対し、家庭との連携を綿密に行い、不登校児童生徒の実態把握を丁寧に行うよう指導してまいります。